

令和元年台風第15号による被害に対する支援を求める意見書

令和元年9月9日未明に襲来した台風第15号は、千葉県を中心に甚大な被害をもたらした。

当市においても、多数の倒木、崖崩れ、停電、断水等が発生し、家屋をはじめ農作物、農業用施設、公共施設等にも様々な被害が生じている。

現在では、停電がほぼ解消され、今後は、全市を挙げて、被災者の生活や産業の再建等に向けた更なる取組を進めていくこととなるが、そのためには、財政面をはじめとする国からの強力な支援が必要となる。

よって、国においては、下記の事項について必要な措置が講じられるよう、強く要望する。

記

1. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく激甚災害の早期指定を行うこと。
2. 住宅の一部損壊に対する支援の拡充を図ること。
3. 農作物被害や農業用施設被害に対する支援の拡充を図ること。
4. 復旧・復興に財政上の支障が生じることのないよう、特別交付税の増額などの財政措置を講じ、積極的な財政支援を行うこと。
5. 大規模な停電が長期化した要因と情報提供のあり方について検証するとともに、今後の改善策について検討し、必要な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年9月26日

千葉県成田市議会